

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和5年3月
	六郷地区		

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	117.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	78.6 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	20.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	6.8 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約67%	

### 2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（78.6ha）のうち約3割（20.7ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約3割（6.8ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域農業の在り方について検討する。  
 地域における新規就農の支援体制を構築する。  
 農地中間管理機構を活用する。

#### 4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、水稻栽培が中心であるが、麦の作付けもしている。認定農業者が農地の集積を行っており、今後いかにして担い手に集約するか座談会等で話し合わなくてはならない。

野菜栽培については、農地集積により規模拡大を図っていく。

畜産については、2経営体が肥育及び乳牛経営をしており、飼料米や飼料用稲の作付けを行い、自給的経営を今後も継続する。

- 地域における新規就農者支援について

新規就農者については、地域全体で支援をしながら育成して行く。

- 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度の周知を図り、地域の農地所有者が農地中間管理機構を利用しやすい環境作りを推進する。

利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。